

広告物景観形成地区の指定について

広告物景観形成地区の指定（案）

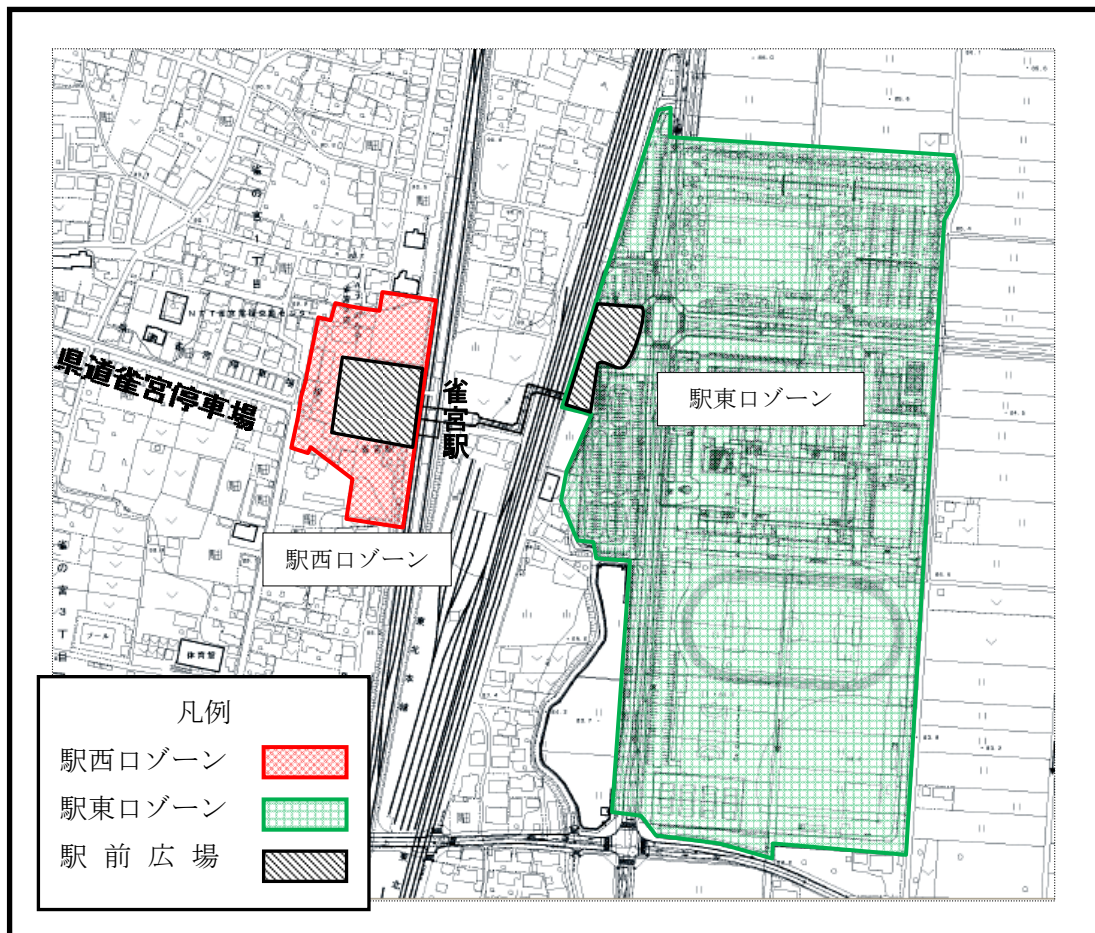
宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号）第3条の2第1項の規定による広告物景観形成地区を指定し、及び同条第2項の規定による当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準を定めたので、同条例第12条の規定により、次のとおりと告示し、平成26年7月1日から適用する。

1 広告物景観形成地区の名称

雀宮駅周辺地区

2 広告物景観形成地区の対象区域

宇都宮市雀宮町，雀の宮一丁目の各一部であって下図に示す区域（約16ha）



3 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準

(1) 基本方針

雀宮駅周辺地区は、宇都宮市南部地域の玄関口であり、本市の拠点として、駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域である。

これら新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指すため、当該地区を宇都宮市屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」に指定するものである。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は、次のとおりとする。

ア 基本目標

南部地域の拠点として、安らぎと賑わいが調和した広告景観の形成を図る。

イ 基本的考え方

本地区は、宇都宮市南部の拠点であることから、人々が集い、ふれあう場所であるため、形状や面積、色彩などについては、周辺環境と調和するような適切な誘導を図り、安らぎの感じられる街並みを創出する。

(2) 基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は、別表に定める基準によるものとする。

(3) 経過措置

この基本方針及び基準の施行の際、現に雀宮駅周辺地区において宇都宮市屋外広告物条例の規定により表示し、又は設置している屋外広告物については、施行の日から3年間は、当該基本方針及び基準にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。

別表

種類	区分		駅西ロゼーン	駅東ロゼーン
	基準			
屋上広告物			表示してはならない。	
独立広告物	表示面積	1面につき10平方メートル以内		
	高さ	宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する第3種許可地域の基準を準用する。	宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する第1種許可地域の基準を準用する。	
壁面広告物	表示面積	利用し、又は表示する壁面の面積の3分の1以内で、かつ、表示面積の合計が10平方メートル以内	利用し、又は表示する壁面の面積の3分の1以内で、かつ、表示面積の合計が20平方メートル以内	
突出広告物 (袖看板)	高さ	上端の高さは、建築物の軒の高さ以下		
	表示面積	1面につき、1.5平方メートル以内で、かつ、合計3平方メートル以内		
	出幅	建築壁面から1メートル以内。		
上記以外の広告物			宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する第3種許可地域の基準を準用する。	宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する第1種許可地域の基準を準用する。
上記広告物に関する共通事項	種別	自家用広告物であること。		
	意匠	建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。		
	色彩	表示面の下地の色は、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度とすること。ただし、広告物の地の面積の3分の1以内で着色させる部分の色彩については、この限りではない。 ア R, YR又はYの場合 彩度8以下 イ G, GY, P, PB又はRPの場合 彩度6以下 ウ B又はBGの場合 彩度4以下		
	総表示面積	敷地内の表示面積の合計は、20平方メートル以内		
	照明等	広告物の照明は、派手な電飾、点滅照明、動光及び映像装置を使用しないこと。		

備考 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5平方メートル以内である場合には、この表の基準は適用しない。